

介護職員特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

という3の要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取組（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

算定している加算“介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ”

	職場環境要件項目	法人としての取り組み
入職促進に 向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	年齢問わず未経験者の採用も行っている。
資質の向上や キャリアアップ に向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する 実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術 を取得しようとする者に対する略痰吸引、認知症 ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対する マネジメント研修の受講支援 等	受講料や研修費の補助や、勤務シフトの考慮等を行 うことにより、従業員が研修や講習を受けやす い環境を整えています。 ・介護職員初任者研修 ・介護福祉実務者研修 ・認知症介護実践者研修 等
両立支援・ 多様な働き方の 推進	職員の事情等に応じた勤務シフトや短時間正規職員 制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から 正規職員への転換の制度等の整備 有給休暇が取得しやすい環境の整備	各職員の希望をなるべく考慮した勤務調整を行 っている他、職務限定正規職員制度、短時間正規 職員制度の導入、更には非正規職員から正規職員 への転換を推奨しています。 年次有給休暇の推進を積極的に行っています。
腰痛を含む心身 の健康管理	介護職員の心身の負担軽減のための介護技術の習得 支援、介護ロボットやリフト等の介護機器導入及び 研修等による腰痛対策の実施 短時間勤務労働者も受講可能な健康診断・ストレス チェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理 対策の実施	特浴、リフト浴等を導入し、業務における従業員 の腰痛対策を行っています。 (短時間労働者を含む) 年次健康診断、従業員の 休憩室を確保しています。
生産性向上の ための業務改善 の取り組み	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り 機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業 務量の軽減	5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・躰)等の 実践による職員環境の整備をしています。
やりがい・ 働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの 円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた職 場環境やケア内容の改善	随時ミーティングを行い、業務・ケア内容等に ついて情報共有を徹底しています。